

令和8年3月 定例教育委員会

日時 令和8年3月27日(金)13:30～

場所 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室

次 第

行事報告及び行事予定について [教育総務課] P. 3

【審議事項】

- (1) 議案第 8 号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について [学校教育課] P. 5
- (2) 議案第 9 号 第3期鳥取市教育振興基本計画の策定について [教育総務課] P. 11
- (3) 議案第10号 第2期学校教育情報化推進計画の策定について [学校教育課] P. 12
- (4) 議案第11号 第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定について [生涯学習・スポーツ課] P. 13
- (5) 議案第12号 第3期鳥取市スポーツ推進計画の策定について [生涯学習・スポーツ課] P. 14
- (6) 議案第13号 第3期鳥取市図書館振興計画の策定について [中央図書館] P. 15

【説明・協議事項】

- (1) 鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）の策定について [学校教育課] P. 16

【報告事項】

- (1) 2月定例市議会一般質問等教育長・副教育長答弁要旨について [各課] 別冊
- (2) 令和8年度4月職員人事異動等について [教育総務課] 別冊
- (3) 鳥取市立学校プール施設のあり方に関する意見書の提出について [教育総務課] 当日配布
- (4) 鳥取城跡附太閤ヶ平保存活用計画検討委員会について [文化財課] P. 21
- (5) 用瀬の流しびな調査について [文化財課] P. 23
- (6) 気高町日光人工巣塔のコウノトリの現状について [文化財課] P. 26
- (7) 鳥取マラソン2026の開催について [生涯学習・スポーツ課] P. 27

【その他】

- (1) 次期定例教育委員会の開催について
 - [4月] 令和8年4月28日(火) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室
 - [5月] 令和8年5月29日(金) 13:30～ 鳥取市役所本庁舎7階 第2会議室
- (2) 鳥取県市町村教育委員会研究協議会
第1回理事会 令和8年4月22日(水) 10:00～11:00 白兔会館

①行事報告（2月27日～3月27日）

2月	27	(金)		
	28	(土)	常設展示ギャラリートーク「赤色立体図からみる鳥取城攻め」	鳥取市歴史博物館
			おうちだにアカデミー 講師 奥村寧子 「青谷町の歴史・文化・自然～青谷地区（日置川以東）編～」	鳥取市歴史博物館
アストロ科学実験講座「静電気であそぼう」（講師：さじアストロパーク職員）			国府町コミュニティーセンター	
3月	1	(日)	因幡万葉歴史館カルチャー教室作品展（～3/31）	因幡万葉歴史館
	2	(月)		
	3	(火)	第2回発達障がい通級指導教室入級審査会	駅南庁舎多目的室
			第三回鳥取市学校給食のあり方検討委員会	本庁舎6階第1会議室
			宇宙ふしぎ探検「皆既月食を見よう」	さじアストロパーク
			流しびなの館で童謡をうたう会	流しびなの館ホール
	4	(水)		
	5	(木)		
	6	(金)	第2回「ワクワクとっとり」推進協議会	総合教育センター（オンライン）
	7	(土)	あおや見どころウォークⅡ	あおや郷土館
			ルーラル電子図書館活用講座	用瀬町総合支所 3階会議室
	8	(日)	鳥取市スポーツ推進委員救急救命（AED）講習会	本庁舎6階第5～8会議室
	9	(月)		
	10	(火)	臨時教育委員会	本庁舎6階第4会議室
			鳥取市立中学校・義務教育学校卒業式	各中学校・義務教育学校
	11	(水)		
	12	(木)	京都産業大学キャリア実習（～15日）	さじアストロパーク
			ステップアップ講座「大人が楽しむおはなし会」	中央図書館
	13	(金)	用瀬町成人学級 閉講式	用瀬町内
	14	(土)	第4回万葉集講座「万葉の恋の歌語り～旅する男の思い～」	因幡万葉歴史館
			鳥取市指定無形民俗文化財「青谷駅前傘踊り」披露11:00～11:30	あおや郷土館
			ひいな橋塗り替えイベント	千代川ひいな橋
	15	(日)	鳥取マラソン2026	鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			クリーンもちがせ	用瀬町全域
			用瀬町民バスケットボール大会	千代南中学校体育館
	16	(月)		
17	(火)			
18	(水)	鳥取市立小学校卒業式	各小学校	
		第32回星景写真コンテスト入賞作品展（～6月14日）	さじアストロパーク	
19	(木)	サポートルーム「すなはま」修了式	総合教育センター	
20	(金)	だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館	
21	(土)			
22	(日)	おうちだにアカデミー 「占領期の鳥取を学ぶ会 令和7年度活動報告会」	鳥取市歴史博物館	
		常設展示ギャラリートーク「鳥取県護国神社の棟札」	鳥取市歴史博物館	
23	(月)			
24	(火)	鳥取市立小・中・義務教育学校修了式	各小・中・義務教育学校	
25	(水)	小・中・義務教育学校 学年末休業日（～3/31）		
		社会教育委員会議	本庁舎6階第4会議室	
26	(木)			
27	(金)	定例教育委員会	本庁舎7階第2会議室	

②行事予定（3月28日～4月28日）

3月	28	(土)		
	29	(日)		
	30	(月)		
	31	(火)		
4月	1	(水)	小・中・義務教育学校 学年始休業日（～4/8）	
	2	(木)		
	3	(金)		
	4	(土)	お花見ウィーク in旧美歎水源地2026（～4/12）	旧美歎水源地水道施設
	5	(日)	親子で楽しむ星の講座（15:00～15:45）	さじアストロパーク
	6	(月)		
	7	(火)		
	8	(水)	鳥取市立小・中・義務教育学校始業式	各小・中・義務教育学校
			用瀬町郷土史講座	用瀬町民会館
	9	(木)		
	10	(金)	鳥取市立小・義務教育学校入学式（午前）、中学校入学式（午後）	各小・中・義務教育学校
	11	(土)	マリオネット麒麟獅子	鳥取市歴史博物館
	12	(日)		
	13	(月)		
	14	(火)		
	15	(水)	鳥取市教育行政懇談会	白兔会館2階らいちょうの間
			ストーリーテリングきほんのき	中央図書館
	16	(木)	音読教室	青谷町総合支所
	17	(金)	通級指導教室設置校担当者連絡協議会 第1回LD等専門員・通級指導教室担当者連絡協議会	駅南庁舎地下第5会議室
			だっこのおはなし会&子育て聞いちゃおコーナー	気高図書館
	18	(土)	占領期の鳥取を学ぶ会	鳥取市歴史博物館
	19	(日)	没後30年村尾海邦絵画展（～5/17）	あおや郷土館
			城下町を歩く	鳥取市歴史博物館
			日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日	さじアストロパーク
			流しびな行事	流しびなの館周辺
	20	(月)		
	21	(火)		
	22	(水)	鳥取県市町村教育委員会研究協議会第1回理事会	白兔会館
23	(木)	ちいさいこどものためのわらべうた・春	中央図書館	
24	(金)	宇宙ふしぎ探検「月面Xを見よう」（19:30～20:50）	さじアストロパーク	
		用瀬町成人学級 開校式	用瀬町民会館	
25	(土)	やまびこ館deクイズラリー（～5/6）	鳥取市歴史博物館	
		国府町の記憶と記録ー谷地区あれこれー（～6/14）	因幡万葉歴史館	
26	(日)	今月のまなび	鳥取市歴史博物館	
		おうちだにアカデミー「赤色立体図から復元する鳥取城攻防戦」	鳥取市歴史博物館	
		日本宇宙少年団鳥取アストロ分団活動日（こどもまつりにブース参加）	鳥取市文化センター	
27	(月)			
28	(火)	定例教育委員会	本庁舎7階第2会議室	

3月定例教育委員会 資料	
年月日	令和8年3月27日
担当課	学校教育課

議案第8号 鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正の目的

職員の特殊勤務手当てに関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部改正に伴い、新たに小学校、中学校及び義務教育学校に研修主事を置くことができるようにすること並びに新たに小学校においても生徒指導主事を置くことができるようにするため、本学校管理規則の一部を改正することを目的とします。

2 改正の内容

(1) 新たに研修主事が置かれることに伴い、必要な事項を定めることとします。

(第28条関係)

(2) 小学校においても生徒指導主事を置くことができることに伴い、必要な事項を定めることとします。

(第28条関係)

3 施行期日

この規則は、令和8年4月1日から施行することとします。

議案第8号

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部改正について

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

鳥取市教育委員会

教育長 河 井 登志夫

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年鳥取市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「保健体育主事」の次に「、研修主事、生徒指導主事」を加え、同項ただし書中「第5項」を「第7項」に改め、同条中第7項を第9項とし、第6項を第8項とし、第5項を第7項とし、第4項の次に次の2項を加える。

- 5 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。
- 6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

第29条を次のように改める。

第29条 削除

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の一部改正に伴い、新たに小学校、中学校及び義務教育学校に研修主事を置くこと並びに小学校において生徒指導主事を置くことができるようにするためである。

鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則（平成14年教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条） 第2章 教育活動（第3条—第12条） 第3章 児童及び生徒（第13条—第19条） 第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条） 第5章 施設及び設備（第58条—第65条） 第6章 雑則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条 （略） 第2章 教育活動 第3条～第12条 （略） 第3章 児童及び生徒</p>	<p>○鳥取市立小学校、中学校及び義務教育学校管理規則 平成14年3月25日 鳥取市教育委員会規則第3号</p> <p>鳥取市立学校管理規則（昭和43年鳥取市教育委員会規則第2号）の 全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条、第2条） 第2章 教育活動（第3条—第12条） 第3章 児童及び生徒（第13条—第19条） 第4章 教職員及び学校組織（第20条—第57条） 第5章 施設及び設備（第58条—第65条） 第6章 雑則（第66条）</p> <p>附則</p> <p>第1章 総則 第1条・第2条 （略） 第2章 教育活動 第3条～第6条 （略） 第3章 児童及び生徒</p>

第13条～第19条 (略)

第4章 教職員及び学校組織

第20条～第27条 (略)

(教務主任等)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事、研修主事、生徒指導主事及び人権教育主任（以下この項において「教務主任等」という。）並びに司書教諭を置く。ただし、次項から第7項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 研修主事は、校長の監督を受け、研修計画の立案その他の研修に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

第13条～第19条 (略)

第4章 教職員及び学校組織

第20条～第27条 (略)

(教務主任等)

第28条 学校に、教務主任、学年主任、保健体育主事及び人権教育主任（以下この項において「教務主任等」という。）並びに司書教諭を置く。ただし、次項から第5項までに規定する教務主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

4 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

5 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関す

7 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

8 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

9 第1項に規定する主任、主事及び司書教諭は、当該学校の教諭（保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

第29条 削除

第30条～第57条 （略）

第5章 施設及び設備

第58条～第65条 （略）

第6章 雑則

第66条 （略）

附 則

1・2 （略）

様式第1号～様式第20号 （略）

る事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

6 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館の専門的職務をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

7 第1項に規定する主任、主事及び司書教諭は、当該学校の教諭（保健体育主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会が命ずる。

(生徒指導主事)

第29条 中学校及び義務教育学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整並びに指導及び助言に当たる。

3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

第30条～第57条 （略）

第5章 施設及び設備

第58条～第65条 （略）

第6章 雑則

第66条 （略）

附 則

1・2 （略）

様式第1号～様式第20号 （略）

議案第9号

第3期鳥取市教育振興基本計画の策定について

第3期鳥取市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）を次のとおり定める。

令和8年3月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

記

第3期鳥取市教育振興基本計画（令和8年度～令和12年度）
別紙のとおり

提案理由

教育基本法第17条第2項に基づく本市の教育の振興のための施策に関する基本計画（第3期）を策定するためである。

議案第10号

第2期鳥取市学校教育情報化推進計画の策定について

第2期鳥取市学校教育情報化推進計画を次のとおり定める。

令和8年3月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

記

第2期鳥取市学校教育情報化推進計画 別紙のとおり

提案理由

学校教育の情報化の推進に関する法律（令和元年法律第47号）第9条第2項にもとづき、第2期鳥取市学校教育情報化推進計画を策定するためである。

議案第11号

第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画の策定について

第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画を次のとおり定める。

令和8年3月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

記

第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画
別紙のとおり

提案理由

令和3年3月に策定した「第4次鳥取市子どもの読書活動推進計画」が本年度をもって計画期間を終了することから、令和8年度を始期とする「第5次鳥取市子どもの読書活動推進計画」を策定するものである。

議案第12号

第3期鳥取市スポーツ推進計画の策定について

第3期鳥取市スポーツ推進計画を次のとおり定める。

令和8年3月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井 登志夫

記

第3期鳥取市スポーツ推進計画
別紙のとおり

提案理由

令和3年3月に策定した「第2期鳥取市スポーツ推進計画」が本年度をもって計画期間を終了することから、令和8年度を始期とする「第3期鳥取市スポーツ推進計画」を策定するものである。

議案第13号

第3期鳥取市図書館振興計画の策定について

第3期鳥取市図書館振興計画（令和8年度～令和12年度）を次のとおり定める。

令和8年3月27日提出

鳥取市教育委員会
教育長 河井登志夫

記

第3期鳥取市図書館振興計画（令和8年度～令和12年度）
別紙のとおり

提案理由

文部科学省が定めた「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」に基づき本市の図書館の振興のための施策に関する基本計画を策定するためである。

3月定例教育委員会	
年月日	令和8年3月27日
担当課	学校教育課

【説明・協議事項（1）】

鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）（案）の策定について

1 目的

平成30年9月に国が策定した「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」（以下「第2期計画」という。）を策定していましたが、同プランが令和5年度末をもって終了しました。国は令和5年策定の「放課後児童対策パッケージ」及び各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進する観点から、令和6年度以降の取組を進める上で「令和6年度以降の放課後児童対策について」において、自治体が計画を定める場合に盛り込むべき事項を示しました。

このことを踏まえ、本市においても、令和7年度末で計画期間が終了する「第2期計画」について、引き続き計画的に放課後児童対策を推進し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう本計画を策定します。

※「放課後児童対策パッケージ」は、策定以降毎年更新し、発出されている。

【参考】令和6年度以降の放課後児童対策について（通知） 令和6年3月29日

放課後児童対策に関する計画に市町村が盛り込むべき事項

- ・放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量ならびに、待機児童が発生している自治体においては待機児童解消に向けた具体的な方策
- ・放課後子供教室の年度ごとの実施計画
- ・連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ・校内交流型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の目標事業量
- ・連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策
- ・放課後児童クラブ及び放課後子供教室への学校施設の活用に関する具体的な方策
- ・放課後児童対策に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携方策
- ・その他、特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応（こども家庭センター等の関係機関との連携等）、事業の質の向上に関する具体的な方策

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法の規定による「市町村行動計画」のうち放課後児童クラブ及び放課後子ども教室に係る事項のみの策定とするものです。策定に当たっては、本市の最上位計画である「鳥取市総合計画」をはじめ、鳥取市教育大綱・教育振興基本計画、令和5年に施行された「こども基本法」及び「こども大綱」を勘案し、令和7年3月に策定された「鳥取市こども計画」等関係計画との整合、調和を図るものとします。

3 主な変更点について

(1) 「2 計画期間」について、以下のとおり改正します。

新	旧
令和8年度から令和12年度までの5年間	令和3年度から令和7年度までの5年間

(2) 「3 本市における実施状況」を実績に更新します。

(3) 「3 (2) 子ども教室の状況(教室数)」について、以下のとおり改正します。

新	旧
現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援します。新たに子ども教室を開設する場合は児童クラブとの校内交流型又は連携型を原則とします。	児童クラブが開設できない小学校区で、地域の実情に応じて子ども教室の開設を支援します。また、児童クラブが開設されている小学校区については、地域の実情やニーズにより子ども教室の開設を検討することとし、開設する際は児童クラブとの一体型又は連携型を原則とします。

→実態に合わせた文言の整理及び国の表現(校内交流型)に統一します。

(4) 「4 具体的方策、目標等」を現状の実態に即して更新します。

(5) 「4 (5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策」について、以下のとおり改正します。

(5) (略) 開設場所の整備にあたっては、学校施設を最大限活用することを前提とし、普通教室の共用についても検討します。

(6) 気高町の浜村小、宝木小、瑞穂小、逢坂小の4校統合による新設統合小学校における放課後児童クラブについて、同校内に移転改築する旨を追記します。

→計画への記載が「子ども・子育て支援施設整備交付金」の要件となっているためです。

(7) 「4 (9) 放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策」について、(8)を削り、項目を繰り上げ、以下のとおり改正します。

(8) 事業の質の向上に関する具体的な方策

(略)

また、(7)に定める各種研修を積極的に周知・案内するとともに、有資格者である放課後児童支援員を増やすため、県が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促し、支援員の資質向上を図ります。

4 計画策定に係る主なスケジュール

令和7年10月27日	10月定例教育委員会で説明・協議
11月 8日	第3回放課後児童クラブ連合会理事会で説明・協議
令和8年 2月25日	2月定例会文教経済委員会で報告
3月 7日	第4回放課後児童クラブ連合会理事会で報告
3月27日	3月定例教育委員会で報告

鳥取市放課後児童対策行動計画（第3期計画）（案）

1 背景・趣旨

国は、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から、すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童健全育成事業（以下「児童クラブ」という。）と、地域住民等の参画を得て、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業（以下「子ども教室」という。）の一体的な、または連携した実施を進めてきました。

「新・放課後子ども総合プラン」は、令和5年度末をもって終了しましたが、国は令和6年3月に、令和5～6年度に予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対策としてとりまとめた「放課後児童対策パッケージ」（令和5年12月25日付け）に基づくこども家庭庁及び文部科学省の対策と併せ、「令和6年度以降の放課後児童対策について」（令和6年3月29日付け）において、各自治体においても継続的かつ計画的な取組を推進する観点から、令和6年度以降の取組を進める上で配慮いただきたい事項について通知し、自治体が計画を定める場合に盛り込むべき事項を示しました。

このことを踏まえ、本市においても、令和7年度末で計画期間が終了する「第2期鳥取市放課後子ども総合プラン行動計画」について、これまでの取組状況等を踏まえ、引き続き放課後児童対策を推進し、児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができるよう放課後児童対策行動計画（第3期計画）（以下「本計画」という。）を策定します。
※「放課後児童対策パッケージ」は、策定以降毎年更新し、発出されている。

2 計画期間

本計画は、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間とします。

3 本市における実施状況

（1）児童クラブの状況（クラブ数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学校施設	34	34	34	40	41
専用施設	16	19	19	19	19
公共施設	13	12	12	12	12
民間施設	11	11	11	7	7
計	74	76	76	78	79

(2) 子ども教室の状況（教室数）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
子ども教室	3	4	4	4	4
うち連携型	1	1	1	1	1
うち校内交流型	1	1	1	1	1

※連携型……………放課後児童クラブ及び放課後子ども教室が連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。

※校内交流型…「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。

4 具体的方策、目標等

(1) 児童クラブの令和12年度に達成されるべき目標整備量

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
量の見込み①	3,364	3,443	3,442	3,385	3,409
目標整備量②	3,364	3,443	3,442	3,385	3,409
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

(2) 連携型または校内交流型の児童クラブ及び子ども教室の令和12年度に達成されるべき目標事業量

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
子ども教室	3	3	3	3	3
うち連携型	1	1	1	1	1
うち校内交流型	1	1	1	1	1

(3) 子ども教室の令和12年度までの整備計画

現在開設している子ども教室を継続して支援するとともに、地域から要望があれば実情に応じて子ども教室の開設を支援します。新たに子ども教室を開設する場合は児童クラブとの校内交流型又は連携型を原則とします。

(4) 児童クラブ及び子ども教室の連携型及び校内交流型の推進に関する具体的な方策

- ① 現在地域で運営いただいている子ども教室を継続して支援します。
- ② 学校施設を活用し、放課後の児童の安全・安心な場所を確保するとともに、家庭、学校及び地域等と連携し、児童の健全な育成を図ります。

(5) 小学校の余裕教室等の児童クラブ及び子ども教室への活用に関する具体的な方策
児童クラブの開設場所については、まずは学校施設内を第一とし、学校内に確保で

きない場合には、近隣の公共施設、民間施設、専用施設の順に検討することとしています。学校施設の利用にあたっては、学校、児童クラブ、教育委員会で協議し、特別教室等について、学校と利用時間帯を分けて共用することにより、開設場所の確保を図っています。開設場所の整備にあたっては、学校施設を最大限活用することを前提とし、普通教室の共用についても検討します。

また、学校施設の利用にあたっては、必要に応じ、申合せとして学校と児童クラブで利用方法のルールについて取り交わすことを含め、円滑で効果的な施設の利用を促進しています。

子ども教室の開設場所については、今後、校内交流型又は連携型を新規に開設する場合には、児童クラブと同様に学校施設内を第一に検討します。

気高町の浜村小、宝木小、瑞穂小、逢坂小の4校が統合し、令和13年度の開校を予定している新設統合小学校における放課後児童クラブについては、新設統合小学校内に移転改築します。

(6) 児童クラブ及び子ども教室の実施に係る福祉部局と教育委員会の具体的な連携に関する方策

本市では、児童クラブは、学校や教育委員会との連携を図り、事業を円滑に実施するため、平成15年度から教育委員会が所管しています。子ども教室は開始当初から教育委員会が所管しており、今後も両事業を教育委員会で所管することにより、総合的な放課後の児童の健全育成を推進します。

(7) 特別な配慮を必要とするこどもや家庭への対応に関する方策

本市では、放課後児童クラブ支援員を対象に配慮を必要とする児童への研修を実施しています。また、本市主催の研修以外にも、県や各種団体が実施する研修の案内を行い、積極的な知識の取得を推進しています。

個別のケースについて相談がある場合は、放課後児童クラブアドバイザーが各児童クラブを巡回訪問し、助言・支援を行うとともに、学校との連携を図っています。

また、こども関係部局等との綿密な情報交換により、就学前の幼児や、子育て世帯に対する施策の連携に努めます。

(8) 事業の質の向上に関する具体的な方策

基本的な生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の取得をする場として、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る手助けを行えるよう、引き続き支援していきます。

また、(7)に定める各種研修を積極的に周知・案内するとともに、有資格者である放課後児童支援員を増やすため、県が行う放課後児童支援員認定資格研修の受講を促し、支援員の資質向上を図ります。

【報告事項(4)】

鳥取城跡附太閤ヶ平保存活用計画検討委員会について(報告)

1. これまでの経緯

- 平成17年度 「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備基本計画」策定
 平成18年度 「史跡鳥取城跡附太閤ヶ平保存整備実施計画」策定
 平成30年度 擬宝珠橋完成
 令和2年度 中ノ御門表門完成
 令和6年度 中ノ御門渡櫓門完成 →太鼓御門は未着手

2. 整備事業の現状

下記のような状況により平成17年度策定の「保存整備基本計画」を見直す時期に入っている。

- ①鳥取県立鳥取西高校整備の遅延などにより、全体で15年程度計画工程が伸びている。
 ②文化財保護法の改正により、「保存整備基本計画」から「保存活用計画」に全体計画を移行させる必要がある。
 ③復元整備の進捗にともない、市民の早期整備の要望が高まっている。
 ④城跡周辺の活性化が、市政全体のテーマとなってきている。

3. 整備基本計画の見直しについて

従来の保存整備基本計画から保存活用計画へ移行するために、新たに検討委員会を設置する。委員(案)は次の通りである。

	氏名	所属等	備考
委員長	本中 眞	奈良文化財研究所所長	造園学
委員	麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	建築学
委員	高田健一	鳥取大学地域学部教授	考古学
委員	谷本 進	養父市教育委員会	城郭考古学
委員	大嶋陽一	鳥取県立博物館	史学
委員	萩原さちこ	城郭ライター・日本城郭協会理事	文化財活用
委員	北野博司	東北芸術工科大学文化財保存修復研究センター長	城郭石垣
委員	森山修治	元日本大学工学部教授	防災学
委員	西形達明	関西大学名誉教授	土木工学

3. 今後の事業計画

年度		令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)	令和12年 (2030)	令和13年 (2031)	令和14年 (2032)	備考
大手登城路復元	擬宝珠橋	令和3年度 完成								
	中ノ御門表門	令和2年度 完成								
	中ノ御門渡櫓	令和6年度 完成								
	中ノ御門 番人小屋									・土塀延伸含む
	太鼓御門									・中期整備の在り方検討による。
	外構	櫓形内 令和5年度 完成		中ノ御門 沿通路	青木馬場 境界植栽					・中ノ御門以外未定
中期整備									・二ノ丸整備実施の有無などを含めた再検討	
保存活用計画										
二ノ丸三階櫓下	調査検討	基本計画 基本設計	実施設計 (法面)	実施設計 (石垣)	実施設計 (その他)	工事	工事	工事	・仁風閣修理後に工事実施 ・同時に三階櫓復元可否判断	

【報告事項（５）】

3月定例教育委員会資料	
年月日	令和8年3月27日
担当課	文化財課

用瀬の流しびな民俗文化財調査事業計画（案）について（報告）

1. 文化財の概要

名 称	文化財の種類	選択年月日	所 在 地
用瀬の流しびな	記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	令和3年3月11日	鳥取市用瀬町

2. 現在の状況（記録選択時）

毎年旧暦3月3日に流しびな行事が鳥取市用瀬町で行われている。雛人形に心身の穢れや災厄を移して水辺に送る行事は、「流し雛」や「雛流し」などと呼ばれ、雛祭りの源流となる古くからの習俗と考えられている。その伝承は、各地に散見されるが、本件は、呪具としての人形(ひとがた)に人間の形代(かたしろ)の役目を負わせ、送るという信仰をよく伝えており、同種の行事の典型例と考えられる。また、流しびなは鳥取県では因幡地方で広く行われていたが、伝承が途絶えた地域が多く、現在では当地に残るのみとなっており、我が国の民間信仰や節供行事の変遷を考える上で貴重である。

3. 事業の概要

本事業では、現在行われている流しびな行事の全体像、因幡東部地域における「流しびな」の盛衰と形態、用瀬地域での「流しびな」の継承形態と他地域との違いを調査し、「用瀬の流しびな」行事の文化財的価値を明示するための記録を作成する。令和8年度～10年度で調査を実施し、令和10年度に報告書を刊行する。

4. 調査の目的

〔調査の対象〕

- 現在行われている流しびな行事の全体像の記録
- 因幡東部地域における「流しびな」の盛衰と形態
- 用瀬地域での「流しびな」の継承形態と他地域との違い
- 「用瀬の流しびな」行事の文化財的価値の明示

5. 調査工程

年度	調査の目標	実施内容	備考
令和8年度	現状の確認 事前調査 調査事業の内容検討	調査委員会の設置 調査体制の整備 文献調査 流しびな行事の組織・工程・参加者等の調査 現地調査の試行 記録写真撮影	※国庫補助金交付決定後委員会を設置 ※令和8年4月19日(日)流しびな行事(可能であれば委員視察) ※現在の行事の実施組織・実施状況の記録は実施者に依頼
令和9年度	本調査の実施	流しびな行事の調査 行事外の実施状況調査 集落調査 記録写真撮影 動画撮影	※実施記録の確認・補足調査 ※流しびな行事以外の場所でのひな流し(集落、家ごと等) ※流しびな行事の背景調査 ※棧俵、人形の製作工程の記録
令和10年度	調査の取りまとめ 補足調査	確認・補足調査 報告書作成	※令和10年5月報告書構成案を確認 ※令和10年6月～10月 原稿執筆 ※令和11年3月報告書刊行

6. 調査委員会

調査委員(案)

委員名	所属	備考
中野 洋平	島根県立大学	委員長(民俗学)
福代 宏	鳥取県立博物館	民俗学
原島 知子	鳥取県埋蔵文化財センター	民俗学
村田 周佑	鳥取大学	社会学
千葉 佑真	鳥取市歴史博物館	歴史学
堺 泰樹	用瀬町総合支所	地域おこし協力隊

調査補助委員

矢吹 祐子	佛教大学大学院(修士課程)	民俗学
-------	---------------	-----

※行政職員は令和8年4月で異動の可能性あり

※これまで選択された本市の「記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財」

名 称	選択年月日	備考
円通寺人形芝居	昭和 60 年 12 月 20 日	
大和佐美命神社の獅子舞	昭和 46 年 11 月 11 日	
越路の雨乞踊	昭和 48 年 11 月 5 日	
因幡伯耆のしょうぶ綱	昭和 59 年 12 月 20 日	重要無形民俗文化財（昭和 62 年 1 月 8 日指定）
因幡の麒麟獅子舞	平成 21 年 3 月 11 日	重要無形民俗文化財（令和 2 年 3 月 16 日指定）

※本市の「重要無形民俗文化財」

名 称	選択年月日	備考
酒津のトンドウ	平成 19 年 3 月 7 日	
因幡の菖蒲綱引き	昭和 62 年 1 月 8 日	
因幡・但馬の麒麟獅子舞	令和 2 年 3 月 16 日	



【報告事項（6）】

気高町日光人工巣塔のクウノトリの現状について（報告）

1. 経過と状況

①日光の人工巣塔で2月中旬 J0333（オス）とJ0265（メス）が営巣。

このペアは昨年・一昨年も同地で営巣活動をしたが、兄妹婚になるため、偽卵に差し替え、繁殖を阻害した。令和7年度には捕獲する予算を計上したが、餌付けが成功しなかったため、捕獲を断念していた。

②2月下旬に産卵を確認。

兵庫県立クウノトリの郷公園と鳥取市教育委員会において、取り扱いを協議した。

③3月12日 文化財の現状変更・環境省の希少生物捕獲の既往の許可の範囲で、兵庫県立クウノトリの郷公園・鳥取県・鳥取市で卵を偽卵と差し替える作業を実施。

2 事業の概要

日時：令和8年3月12日（水） 午前9時30分～午前10時30分

場所：鳥取市気高町日光地内

参加者 鳥取市：佐々木孝文 新喜美子

鳥取県：坂本嘉和 西川厚 ほか1名

兵庫県立クウノトリの郷公園：布野隆之

事業内容

高所作業車を使用して、卵の回収と偽卵への差し替えを実施した。回収した卵は兵庫県立クウノトリの郷公園で分析を行う予定としている。

<作業風景>



回収した卵

3 今後の対応

3年連続で兄妹婚となったため、兵庫県立クウノトリの郷公園、鳥取県、鳥取市で協議を行い、1羽を捕獲し、ペアの解消を図ることとした。

4月以降にペアの1羽を捕獲し、兵庫県立クウノトリの郷公園で飼育を行い、来年の繁殖期後に放鳥したいと考えている。



3月定例教育委員会 資料	
令和8年3月27日	
担当課	生涯学習・スポーツ課

鳥取マラソン 2026 の開催について ～初ランもベテランも。鳥取砂丘からラン～

1 概要

鳥取マラソンは、鳥取砂丘や鳥取城跡、仁風閣、万葉の里などをはじめとした本市の史跡・名所を巡るほか、千代川や田園地帯などの美しい自然景観も楽しめる『完全ワンウェイコース』となっている。

また、コース各所に設けるエイドステーションにおいて、多くのボランティアの協力による給水や鳥取特産のらっきょう、梨などをはじめ、地域住民手づくりの食べ物などの給食も提供しており、全国からも魅力的な大会として好評を博している。

2 主催

鳥取マラソン実行委員会

（鳥取市、鳥取県、新日本海新聞社、鳥取陸上競技協会の4者で構成）

3 期日

2026（令和8）年3月15日（日） 午前9時スタート

4 コース

鳥取砂丘山陰海岸・因幡万葉の里マラソンコース（42.195 km）

*スタート：鳥取砂丘オアシス広場付近

*フィニッシュ：ヤマタスポーツパーク陸上競技場（布勢総合運動公園内）

5 ゲストランナー

安田美沙子、岡本直己

6 大会スケジュール

○ 8:45 開会式

○ 9:00 スタート（スターター：深澤義彦市長）

○ 11:30 表彰式（上位入賞者 随時）

○ 15:00 最終走者フィニッシュ（制限時間；6時間 途中閉門あり）

7 エントリー人数

4,129人（うち出走者数3,675人、完走者3,490人 完走率95.0%）

8 その他

453人のボランティアが応募

【オアシス広場】



【開会式】



【スタート】



【エイドステーション】



【ゴール】



【表彰式】



【荷物返却】



【ヤマタスポーツパーク】

